

防府市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等
に関する要綱

平成18年9月29日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく補装具費の支給並びに補装具の販売又は修理を行う事業者（以下「補装具業者」という。）の登録並びに補装具費の代理受領等について必要な事項を定めるものとする。

(事業者の登録)

第2条 事業者の登録は、補装具業者の申請により、事業所ごとに行うこととする。

2 市長は、補装具業者の申請を受け、申請の内容を相当と認める場合に前項の登録を行うものとする。ただし、申請の内容が相当と認められないときは、登録しないことができる。

(登録を受けた事業者に係る情報提供)

第3条 市長は、前項の規定により登録した補装具業者に係る情報のうち、次の各号に掲げるものを障害者等に提供するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業開始年月日
- (3) 取り扱う補装具の種類
- (4) その他市長が必要と認める事項

(事業者の登録申請)

第4条 前条の規定に基づき登録を受けようとする補装具業者は、補装具業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所調書（様式第2号）
- (2) 登記簿謄本（個人にあっては住民票抄本）
- (3) 事業経歴書（様式は特にありません）

(4) 定款

(5) その他登録に関し市長が必要と認める書類

(登録の通知)

第5条 市長は、第2条の規定により登録したときは、当該補装具業者（以下「登録事業者」という。）に補装具業者登録通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、第2条第2項の規定により登録申請を却下するときは、その理由を示して、その旨を登録申請を行った事業者に通知しなければならない。

(変更等の届出)

第6条 登録事業者は、登録事項に変更を生じたときは補装具業者登録変更届出書（様式第4号）により、廃止、休止又は再開するときは補装具業者事業廃止（休止・再開）届出書（様式第5号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(報告等)

第7条 市長は、補装具費の支給に関して必要があると認めるときは、当該登録事業者に対し報告若しくは文書その他の物件の提出・提示を命じ、又は関係者に対しての質問、若しくは事業所等に立ち入りその設備や帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の質問又は検査を行う場合においては、これを行う職員はその身分を示す証明書を携帯し、当該登録事業者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録事業者に係る登録を取り消すことができる。

(1) 補装具費の請求に関し不正があったとき。

(2) 補装具業者が不正の手段により、第2条の登録を受けたと

き。

- (3) 現に登録事業者である者若しくは登録事業者であった者が、前条の規定による質問又は検査に応じず若しくは虚偽の報告をしたとき。

(補装具の製作等)

第9条 登録事業者は市長の発行する補装具費支給券の交付を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）と補装具の販売又は修理について契約を締結した場合は、その処方に基づき、補装具の販売または修理を行うものとする。

- 2 補装具費支給対象障害者等に補装具を引き渡すにあたり、市長が指定した場合は、登録事業者は身体障害者更生相談所等の適合判定・検査を経た後でなければ、引き渡してはならない。
- 3 前項の適合判定の結果、その補装具が補装具費支給対象障害者等に適合しないと認められた場合は、市長は不備な箇所を指摘して登録事業者の負担においてこれを改善させることができる。
- 4 登録事業者は、補装具費支給対象障害者等に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしてはならない。

(補装具費の代理受領)

第10条 市長は、補装具費支給対象障害者等からの委任に基づき、補装具費として当該補装具費支給対象障害者等に支給されるべき額の限度において、当該補装具費支給対象障害者等に代わり、当該登録事業者に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払いがあったときは、補装具費支給対象障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。
- 3 登録事業者は、その提供した補装具について、第2項の規定により、補装具費支給対象障害者等に代わって補装具費の支払いを受ける場合は、当該補装具を提供した際に、当該補装具費支給対象障害者等から利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 4 補装具の提供に要した費用につき、前項の利用者負担額の支払い

を受ける際、当該支払いをした補装具費支給対象障害者等に対し、領収証を交付しなければならない。

(請求)

第11条 登録事業者は市長に対して補装具費を請求する場合には、代理受領に係る補装具費支払請求書に補装具費支給券を添えて請求しなければならない。

2 市長は、登録事業者から補装具費の適法な請求を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。

(補装具引渡し後の改善)

第12条 補装具の引渡し後、身体障害者更生相談所等の行った適合判定・検査によって、登録事業者の責任に帰すべきものと認められる箇所を発見した場合は、市長は登録事業者に第9条第3項に準じて改善させることができる。

2 補装具の引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9ヶ月以内に生じた破損又は不適合は、登録事業者の負担においてこれを改善するものとする。

ただし、平成18年厚生労働省告示第528号で規定する修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、前段の規定に関わらず、修理後3ヶ月以内に生じた不適合等(上記災害等により免責となる事由を除く。)の場合に適用するものとする。

(不正利得の徴収等)

第13条 市長は、補装具費支給対象障害者等又は登録事業者が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、当該支給額の全部又は一部の変換を求めることができる。

(関係帳簿等の保存)

第14条 登録事業者は、補装具費の代理受領に係る帳簿及び関係書類を5年間保存するものとする。

(登録期間)

第15条 登録の有効期間は、平成18年10月1日から平成19年3月31日までとする。

(登録の更新)

第16条 この有効期間満了1ヶ月前までに市長若しくは登録事業者から何らかの意思表示が行われなときは、有効期間満了の翌日において向こう1年間順次登録を更新したものとみなす。

(申請書等の様式)

第17条 この要綱による申請書等の様式については、別に定める。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

補装具業者登録申請書

年 月 日

(提出先) 防府市長

所在地

事業者名称

代表者氏名

防府市における補装具業者として登録を受けたいので、防府市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第 4 条に基づき、必要書類を添えて申請します。

フリガナ							
事業所名称							
フリガナ							
代表者の氏名 (事業所)							
事業所の所在地	(〒 -)						
連絡先	電話番号			FAX 番号			
代理受領時の 振込登録口座	銀行名		支店名		当・普		
	名義 (カカナ)				口座番号		
取扱補装具種目 (取扱をする種目の左に ○印を記入してください)	骨格構造義肢(*)		眼鏡		歩行補助つえ		
	殻構造義肢(*)		補聴器(*)		重度障害者用意思伝達装置		
	装具		人工内耳		座位保持椅子(児童用)		
	座位保持装置		車椅子(*)		起立保持具(児童用)		
	視覚障害者安全つえ		電動車椅子(*)		頭部保持具(児童用)		
	義眼		歩行器		排便補助具(児童用)		

※(*)の種目を取扱う場合には、事業所調書(様式第 2 号)の他に、本市が指定する種目別調書の添付が必要です。

(様式第 3 号)

第 年 月 日 号

様

防府市長

補装具業者登録・却下通知書

先に届出があった、防府市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第 4 条に基づく登録について、次のとおり登録・却下しましたので通知します。

記

1 事業者に関する登録

(1) 名 称

(2) 代表者

(3) 所在地

2 事業所に関する登録

(1) 名 称

(2) 代表者

(3) 所在地

(4) 連絡先

3 取扱補装具の種目

4 却下の場合その理由

(様式第4号)

補装具業者登録変更届出書

年 月 日

(宛先)

防 府 市 長

所 在 地

事業者名称

代表者氏名

次のとおり、登録内容の変更があったので、防府市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第6条に基づき届出ます。

届出事項（該当する事項の番号を○で囲む）

1 事業者に関する変更

(1) 所在地 (2) 名称 (3) 代表者氏名

2 事業所に関する変更

(1) 所在地 (2) 名称 (3) 代表者氏名 (4) 連絡先 (5)

取扱補装具の種目

※事業所に関する変更については、事業所調書（様式第2号）を添付し、骨格構造義肢、殻構造義肢、補聴器、車いす、電動車いすを新たに取扱う場合には、本市が指定する調書の添付が必要です。

事項	変更前	変更後	変更日	備考

(様式第 5 号)

補装具業者事業廃止(休止・再開)届出書

年 月 日

(宛先)

防 府 市 長

所 在 地

事業者名称

代表者氏名

次のとおり、登録の廃止（休止・再開）をしたいので、防府市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第 6 条に基づき届出ます。

記

理 由